

群馬県私立高等学校等奨学のための給付金

子どもが私立高等学校等に通う保護者の授業料以外の教育費負担を軽減するため、要件を満たす世帯に対して「奨学のための給付金」を給付します。

申請書様式等は群馬県ホームページに掲載しています。

●群馬県ホームページ <https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/3561.html>



○給付対象世帯

令和7年7月1日現在（7月2日以降の家計急変による非課税相当世帯については、家計急変発生日の翌月（家計急変日が月の初日である場合は、家計急変発生日）の1日現在を基準日とする。以下同じ）、以下の要件をすべて満たす世帯。

① 生活保護（生業扶助）受給世帯または非課税世帯（※1）もしくは家計急変による非課税相当世帯（※2）

※1 令和7年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯です。

※2 災害、病気や怪我による離職・休職等により収入減少し、保護者等全員が非課税に相当すると認められる世帯（災害等に起因しない収入の減少（定年退職等）は、対象となりません。）

なお、家計急変世帯の収入見込額は、次のページに記載しています。

② 保護者等（親権者）が、群馬県内に在住していること。

③ 就学支援金の支給対象である私立高等学校等に生徒が在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直し支援金を含む）の受給資格を有しており、休学中でないこと。

④ 生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者であること。

以下に該当する場合、給付対象外です

- ・特別支援学校の高等部に在籍している者
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））を受給している高校生等
- ・保護者等が海外に在住している等の理由により、保護者等全員分の課税証明書が確認できない場合

○提出期限及び提出方法

高等学校等所在地	提出期限	提出方法
群馬県内	在籍している高等学校等へお問合せください	在籍している高等学校等に提出してください。
群馬県外	令和7年9月30日（火）	郵送等により直接提出してください（送付先は以下のとおり）。

※ 7月2日以降に家計が急変した場合の申請は、期限後も随時受け付けます（家計急変事由発生から可能な限り1ヶ月以内に申請してください）。

家計急変世帯の最終受付期限：令和8年1月30日（金）

●送付先及び問合せ先電話番号

送付先	〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県生活こども部私学・青少年課私学振興係 （あて先の余白に、「奨学給付金申請書類在中」と明記してください。）
問合せ先電話番号	027-226-2141

○給付対象世帯及び給付額等（生徒一人当たり、年額）

対象（世帯区分）	対象高校生等	給付額
生活保護（生業扶助）	通信制	52,600円
	通信制 <u>以外</u>	
非課税世帯（★）、 家計急変世帯（★）（※）	通信制	52,100円
	通信制 <u>以外</u>	152,000円

★ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合、当該災害につき1回限り、1人当たり81,000円が上記給付額に加算されます。

※ 給付額は、7月までに家計が急変した場合の額です。家計急変の発生日により給付額は異なります。

●家計急変世帯の年収（家計急変後12ヵ月）見込額

保護者等＋扶養親族等の人数	見込額（給与収入）	見込額（所得）
1人	1,000,000円以下	450,000円以下
2人（ひとり親1人＋生徒）	2,044,000円未満	1,350,000円以下
3人	2,216,000円未満	1,470,000円以下
4人	2,716,000円未満	1,820,000円以下
5人	3,216,000円未満	2,170,000円以下

- ・ 見込額は、会社員の場合は各種控除前の給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。
- ・ 扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者をいいます。
- ・ 保護者等それぞれについて上表にあてはめ、年収見込額を確認します。（あくまでも目安であり、提出書類に基づき個別に判定します。）
- ・ 給付決定までに、就職等により家計急変が解消された場合、対象とならないことがあります。
- ・ 上表に該当しない場合は、個別にお問合せください。

○提出書類

世帯ごとの提出書類（詳細は、以下のとおりです。）

- | | | |
|----------------|---|-----------------------|
| □対象世帯共通書類（①～③） | + | □生活保護（生業扶助）世帯（④） |
| | | □非課税世帯（⑤） |
| | | □家計急変世帯（⑥～⑧） |
| | | +★ 災害等による制服再購入の場合（⑨⑩） |

□対象世帯共通書類

① 給付金受給申請書

- ※ 通常申請（生活保護世帯、非課税世帯）と家計急変申請は申請書の様式が異なりますので、御注意ください。
- ※ 申請書中の学校証明欄は、記載の項目をすべて証明するものであれば、学校独自の証明書の添付でも可。

② 申請者名義の口座通帳等のコピー

- ※ 金融機関本支店名・口座番号・口座名義人（カナ）が確認できるもののコピー（通帳表紙の裏ページ見開き部分、キャッシュカード、オンラインバンキングの画面等）

③ 委任状（原則提出不要。押印が必要）

- ※ 例外的に申請者本人以外（生徒等）の別名義の口座への振込を希望する場合、提出が必要です。

□生活保護（生業扶助）世帯

④ 生活保護受給証明書

- ※ 7月1日現在の対象高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できるもの

□非課税世帯

⑤ 保護者等（全員分）の令和7年度所得課税証明書（非課税証明書）

□家計急変世帯

⑥ 保護者等（全員分）の令和7年度所得課税証明書（非課税証明書）

- ※ 扶養親族等の記載が省略されていないもの

⑦ 保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類

- ※ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、診断書、戸籍謄本、罹災証明書等

⑧ 保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類

- ※ 会社作成の給与等支払（見込）証明書、事由発生から申請までの間の給与明細（最低3ヶ月分）、税理士または公認会計士作成の証明書類、自営業の場合は毎月の収支を整理した帳簿書類等、収入がない場合は、申立書

★ 災害等による制服再購入の場合

非課税世帯、家計急変世帯

- （生活保護（生業扶助）世帯は対象外）

⑨ 災害等に起因する給付額加算申請書兼学校証明書

⑩ 被災したことを証明する書類（罹災証明書等）

○その他（申請先に関する注意事項）

奨学のための給付金制度の申請先は、生徒の保護者等が在住している都道府県であり、都道府県により要件・申請方法が異なります。生徒が群馬県内の私立高等学校等に在学している場合でも、保護者等が群馬県以外の都道府県に在住している場合は、保護者等が在住している都道府県に申請を行うことになります。

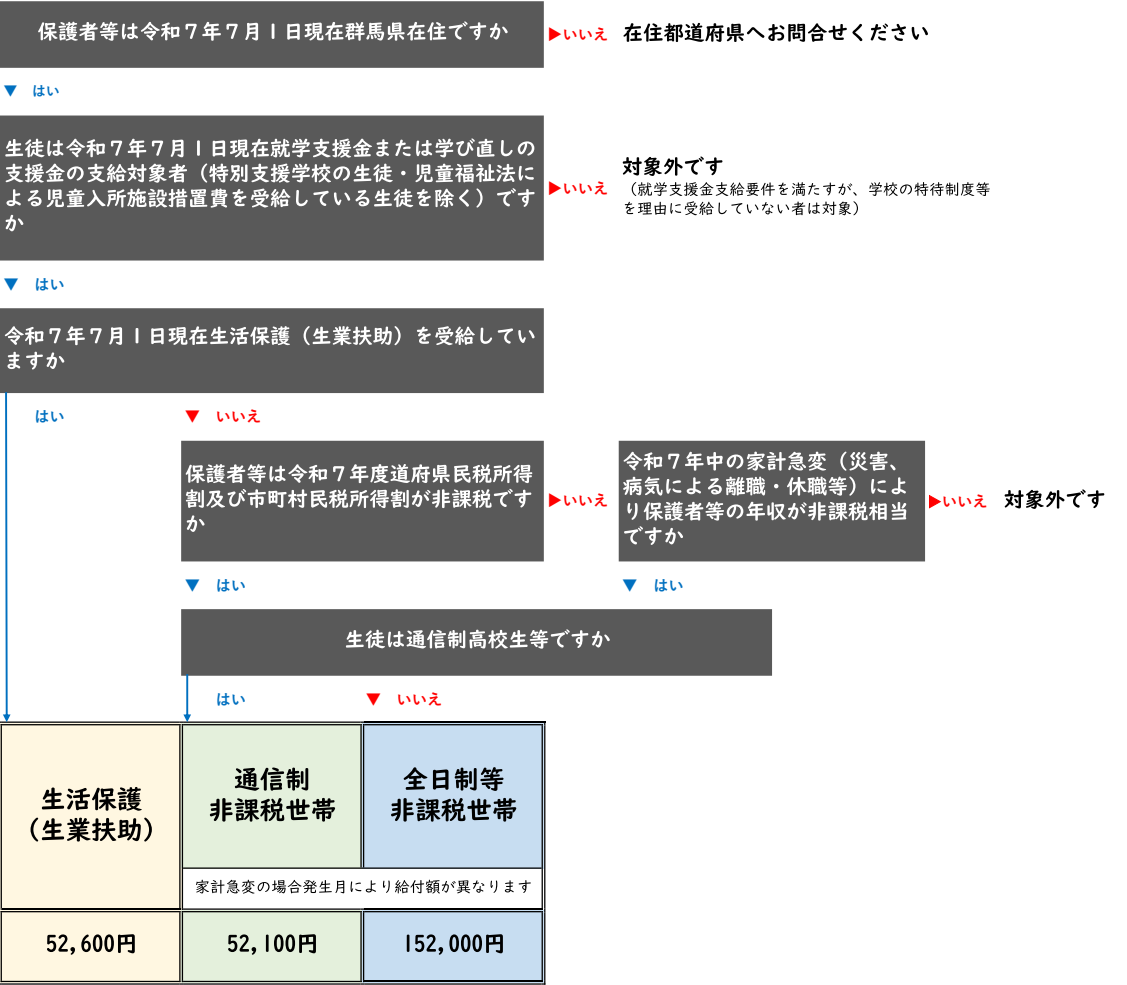
各都道府県の問合せ先は、文部科学省のホームページでご確認ください。

▽ 文部科学省ホームページ（各都道府県連絡先一覧）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344



○(参考Ⅰ) 給付対象・給付額・提出書類確認フロー



提出書類

申請書	☐	☐	☐
口座通帳等のコピー	☐	☐	☐
委任状（要押印）	原則不要です。例外的に申請者本人以外の別名義の口座への振込みを希望する場合、提出してください。		
生活保護受給証明書 (7/1以降交付のもの)	☐	-	-
所得課税証明書（非課税証明書） 家計急変は扶養親族等要記載	-	☐	☐

※ 家計急変の場合、以下の書類も提出してください（詳細はお問合せください）。

急変事由・時期 証明書類	☐	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、診断書、戸籍謄本、罹災証明書等
急変後年収証明書類	☐	会社作成の給与等支払見込証明書、家計急変後の給与明細（3か月分以上）、税理士または公認会計士作成の証明書類、毎月の収支を整理した帳簿書類等

※ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合、以下の書類も提出してください（詳細はお問合せください）。

災害等に起因する給付額 加算申請書兼学校証明書	-	☐	☐
罹災証明書等	-	☐	☐

○(参考2)よくある質問

番号	質問	回答
1	奨学のための給付金を申請するにはどうすればよいですか？	群馬県では年に1回毎年7～9月に申請を受け付けています。 県内学校の場合は、学校から案内があるので、学校指定の期限までに学校へ提出してください。 県外学校の場合は、群馬県HP（毎年7月更新）から申請書類をダウンロードし、必要書類とともに群馬県庁へ郵送提出してください。
2	昨年度申請したのですが、今年度も申請は必要ですか？	必要です。必ず学年（年度）ごとに申請してください。給付は年度に1回のみで、給付の回数は、1人の生徒につき通算3回（定時制、通信制の場合は4回）までとなります。
3	昨年度申請を忘れていました。今からでも申請することはできますか？	年度をさかのぼっての申請はできません。
4	保護者等とはだれを指していますか？	高等学校等就学支援金で所得確認対象となっている親権者や主たる生計維持者等を指します。 保護者等が両親の場合、一方に収入がない場合でも、保護者等全員（両親）の所得課税証明書が必要です。 なお、高校生等の健康保険法等における扶養者を申請者として申請書を記入してください。
5	生徒は県内の高校に在学していますが、両親は他県在住です。申請できますか？	生徒の保護者等がお住まいの都道府県から給付されます。各都道府県で制度の詳細や申請手続きが異なりますので、お住まいの都道府県にお問合せください。
6	母が群馬県在住、父が県外在住です。どちらへ申請すればよいですか？	7月1日現在（7月2日以降の家計急変世帯にあっては基準日現在）で保護者等が当該世帯の生活の本拠と考えている都道府県へ申請してください。2つの都道府県に申請することはできません。
7	同居している家族全員が非課税でないと対象になりませんか？	生徒の保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であれば給付対象になります。その他の家族の課税は問いません。
8	均等割が課税されていますが、対象になりますか？	道府県民税及び市町村民税の「所得割」が非課税であれば、「均等割」に課税されていても給付対象になります。
9	所得割が非課税かどうかはどのように確認できますか？	以下の方法で御確認いただけます。年度誤りのないよう御注意ください。 なお、申請には所得課税証明書（非課税証明書）が必要です。 ①マイナポータル（政府運営オンラインサービス） https://myna.go.jp/ ※マイナナンバーカードをお持ちの場合 ②特別徴収税額通知書 ※給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合 ③住民税納税通知書 ※直接市町村へ市県民税を納税している場合 ④所得課税証明書（非課税証明書） ※申請年の1月1日現在の住所地市町村で発行
10	所得課税証明書はコピーでもいいですか？	コピーは原則不可です（就学支援金等の申請で既に原本を群馬県私学・青少年課へ提出済みの場合に限り、コピー可とします）。
11	給付金はいつ頃どのようにもらえますか？	9月末までに群馬県へ申請した方については、申請書記入の口座へ12月中旬に振込予定です。県内学校の場合、学校のとりまとめ提出時期により振込が遅くなる場合があります。